

南房総市総合計画重点プロジェクト策定ワーキングチーム設置要領

(設置)

第1条 本市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針である第2次南房総市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に当たり、重点的に取り組む施策を検討するため、南房総市総合計画重点プロジェクト策定ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームの所掌事務は、企画調整委員会の指示により後期基本計画の策定に関し、市民ニーズや地域課題、時代の潮流等を踏まえ、重点的に取り組む施策を検討、立案するものとする。

(組織)

第3条 チームは、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(1) 総務部企画財政課長、企画財政課長補佐

(2) 南房総市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年南房総市条例第49号。次号において「給与条例」という。）別表第1の職務の級が4級以下の別表に掲げる部署に属する職員であって、当該部署の所属長が指定する者

(3) 給与条例別表第1の職務の級が2級以下の職員であって、庁内公募に応じたものの中から市長が指定した者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 構成員の任期は、令和5年3月31日までとする。なお、構成員が異動等により担当部署を離れた場合は、同条第1項第3号及び第4号を除き、新たにその部署から任命する。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 チームにリーダー及びサブリーダー各1人を置き、リーダーは総務部企画財政課長を、サブリーダーは総務部企画財政課長補佐をもって充てる。

(会議等)

第5条 会議は第2条の所掌事務を遂行するため、必要に応じてリーダーが招集する。

2 リーダーは、必要に応じて会議に必要な関係者を出席させることができる。

3 構成員がやむを得ずチームの会議を欠席する場合は、その属する部署は、代理の者を出席させることができる。

(班の設置)

第6条 後期基本計画で重点的に取り組む事項について、検討協議を行うため、次の各号のとおり班を置く。

- (1) 子育て支援充実班
- (2) 仕事づくり応援班
- (3) 移住・定住促進班
- (4) 暮らしづくり支援班

2 各班に班長を置き重点的に取り組む事項について市民との合意形成を踏まえたうえで検討協議し、その結果を企画調整委員会に報告する。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月27日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部	企画財政課
保健福祉部	健康支援課、保健予防室
市民生活部	市民課
農林水産部	農林水産課
商工観光部	商工課、観光プロモーション課
建設環境部	建設課、環境保全課
教育委員会	教育総務課、子ども教育課